

福井しあわせ元気国体馬術競技会 宿泊・医事衛生実施計画

福井しあわせ元気国体馬術競技会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者（以下「競技会参加者」という。）の宿泊ならびに競技会参加者および一般観覧者（以下「競技会参加者等」という。）の医事衛生については、福井しあわせ元気国体馬術競技会開催基本計画、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会宿泊基本方針および福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会医事・衛生基本方針に基づき、関係機関・団体等の協力を得て、次のとおり実施する。

1 宿泊

- (1) 競技会参加者の宿舎は会場地および周辺の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。）を利用する。
- (2) 風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配宿

- (1) 選手・監督および競技会に関わる役員の配宿は、競技会場までの交通状況等を考慮し、県実行委員会に配置する合同配宿本部が行う。
- (2) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

3 宿泊料金

競技会参加者の宿泊料金は、公益財団法人日本体育協会が決定したものを適用する。

4 医療救護

(1) 医療救護体制

競技会参加者等の傷病発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場内に救護所を設置し、応急手当の実施、医療機関への搬送等の医療救護体制を整える。

(2) 医療費の負担

医療機関における受診および治療にかかる医療費については、受診者の負担とする。

なお、救護所での応急手当および救急自動車等の利用において要した経費は、受診者の負担としない。

5 食品衛生

競技会参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎および食品取扱施設等の監視、指導に努める。

6 環境衛生

競技会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等の協力を得て、会場等の美化、廃棄物の適正な処理、宿舎の衛生対策、飲料水の衛生対策、衛生害虫などの駆除等の環境衛生に努める。

7 馬事衛生

馬術競技出場馬に対し、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整える。

